

新千歳空港国際化推進協議会事務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新千歳空港国際化推進協議会規約第10条及び第11条の規定に基づき、新千歳空港国際化推進協議会（以下「協議会」という。）の会計及び事務局の運営に関し必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 事務局は、北海道総合政策部航空港湾局航空課内に置く。

(業務)

第3条 事務局は、協議会に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局職員

2 前項の職員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。

3 協議会会長（以下「会長」という。）は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、職員を任命することができる。

(職務)

第5条 事務局長は、事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、事務局の事務を処理する。

(専決)

第6条 幹事長、事務局長は、別表2に掲げる事項を専決することができる。

(代決)

第7条 決裁権者が不在のときは、別表3に掲げる区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者が、その事項を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要であると認められる事項については、代決することができない。ただし、上位職員の承認を得たものについては、この限りではない。

(発信者名)

第8条 文書の発信者は、会長名を用いることとする。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない。

(公印)

第9条 事務局で使用する印は、別表4のとおりとする。

2 前項に定める印の管守者は、事務局長とする。

(予算)

第10条 事務局長は、毎会計年度の収入支出予算書を作成して、会長に提出しなければならない。

2 事務局長は、予算作成後に生じた理由により、規定に予算に追加その他変更する必要があるが生じたときは、会長の承認を受けて補正予算を編成することができる。

(出納員)

第 11 条 事務局に出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長とする。

(金融機関)

第 12 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通して行うものとする。

(決算)

第 13 条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の決算書の提出を受けたときは、監事の監査に付するものとする。

(準用)

第 14 条 本規程に定めるもののほか、予算、契約、収入、支出の方法その他財務会計に関し必要な事項については、北海道財務規則（昭和 45 年 4 月 1 日北海道規則第 30 号）及び北海道の財務規則に関する規程を準用する。ただし、事務局長が別に定めた事項についてはこの限りではない。

(補足)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 15 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

事務局職名	職名
事務局長	北海道総合政策部航空港湾局航空課空港戦略担当課長
事務局次長	北海道総合政策部航空港湾局航空課主幹 (空港戦略・国際航空)
事務局員	北海道総合政策部航空港湾局航空課に属する者

別表 2 (第 6 条関係)

<p>1 幹事長専決事項</p> <p>(1) 第 4 条第 3 項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関する事 (2) 事務局長の旅行命令に関する事 (3) 1 件の金額が 2 千万円以上の支出負担行為及び支出命令に関する事 (4) 全体会議及び幹事会の開催に関する事</p> <p>2 事務局長専決事項</p> <p>(1) 事務局次長及び事務局職員の旅行命令に関する事 (2) 1 件の金額が 2 千万円未満の支出負担行為及び支出命令に関する事 (3) 軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関する事</p>
--

別表 3 (第 7 条関係)

決裁区分	代決することができる者	
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者がともに不在で、かつ緊急でやむを得ないとき
会長の決裁事項	幹事長	会長があらかじめ指名する者
幹事長の決裁事項	事務局長	幹事長があらかじめ指名する者
事務局長の決裁事項	事務局次長	

別表 4 (第 9 条関係)

公印の種類	個数
新千歳空港国際化推進協議会会長之印	1 個
新千歳空港国際化推進協議会副会長之印	1 個
新千歳空港国際化推進協議会之印	1 個